

2014年12月定例会 末田正彦質問原稿

1. 土砂災害の危険から住民の命と財産を守るために

質問項目の1点目は、土砂災害の危険から住民の命と財産を守るために、として3点質問いたします。

今年8月、広島市で起こった土砂災害により74名の方がお亡くなりになりました。これほどの大惨事を引き起こした根本原因は、土石流災害の危険度が高い土地に家を建てるのが規制されないまま放置されてきたことにあります。9月議会で私は、災害のおそれのある箇所の調査、総点検を求めました。当局の答弁は、「危険箇所以外で、土砂災害のおそれがある箇所がないかどうか点検を行っている。新たに危険と判断される箇所があれば、警戒区域の指定に向けて県に働きかける」でありました。こうした姿勢は、一步前進と評価できるものであります。

1- (1) 災害時要援護者関連施設への対応について

今回は、先ず、高齢者、障がい者、乳幼児など防災上の配慮を要する人が利用する施設、災害時要援護者関連施設への対応についてお尋ねします。

平成21年7月に発生した山口県防府市の土砂災害において、特別養護老人ホームに入所していた方が被災したことから、災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進は、土砂災害から住民の生命及び身体を守る上で喫緊の課題となりました。

国土交通省は、この災害を受けて、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の状況について調査を行ない、平成22年6月18日「土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について」を発表しました。その報告によると、全国で13,730施設が土砂災害のおそれがあるところに立地しており、そのうち、砂防ダムなどの砂防関連施設が整備されている施設は、全施設の3割に満たない、という結果が明らかになりました。

さらに、土砂災害のおそれのあることが明らかとなった施設が立地している箇所が土砂災害警戒区域に指定されている状況についての調査では、7割の施設で立地している箇所が指定がされていないことも確認されました。

(ア) - 1 そこで、倉敷市の調査結果はどうかお尋ねします。

①土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数

②土砂災害対策の実施状況

- ・ハード対策では、砂防関係施設が整備されている施設数
- ・ソフト対策では、土砂災害警戒区域に指定されている施設数

(ア) - 2 また、同日、国土交通省は、調査結果にもとづいて、災害時要援護者関連施設への土砂災害対策の推進を都道府県に要請しました。それは、「施設の規模や構造等の特性を踏まえて砂防関係施設の整備を重点的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の明示及び警戒避難体制の整備を推進するなど、ハード・ソフト一体となった重点的な土砂災害対策を実施する」とあります。どのように対応をとってきましたか、あわせて質問

いたします。

(ア) (再質問) 具体的にハード対策、ソフト対策が示されています。

ハード対策は土砂三法に基づく整備は県事業であります。ソフト対策では、「①関係部局の情報の共有、そして土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の施設管理者へ調査結果及び土砂災害に対する警戒避難に関する情報の提供。②災害時要援護者関連施設が立地する箇所について、土砂災害警戒区域の指定を優先的に実施し情報伝達体制などの警戒避難体制を整備する」とあります。ソフト対策についてお答えください。

(イ) 次に、H22年の調査以降について調べてもらいますと、市内で新たに52の災害時要援護者関連施設が建設・運営されています。これらの施設に対して、現在の最新の調査状況はどうなっているのか、お尋ねします。

(イ) - 2 当然、先ほど示したハード対策、ソフト対策を進めていかなければならないと考えますが、その点についてどうですか。

(ウ) 次に、この11月、国会において「土砂災害防止法」が一部改正されました。その内容は、市町村の地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害警戒情報の伝達などについて、より具体的な位置づけを求めています。本市の地域防災計画の改訂にどのように反映させますか、答弁を求めます。

1 - (2) 谷埋め造成地と地震動について

この項の2点目は、谷埋め造成地と地震動について、質問いたします。

(ア) 谷や斜面を埋め立てた造成地が、大地震で崩れることが想定されています。事実、東日本大震災では仙台市などで、大規模な盛土造成地において多数の滑動崩落被害が出ました。こうした谷埋めの造成地など盛土の上に住んでいることを知らない住民も多くいらっしゃいます。その点から、盛土造成地などの調査・把握を行ない、住民に判断材料を提供することが今後の課題ではないか、と思われまます。本市においても同様な造成地があると思われまます。その把握は出来ているのでしょうか。

平成18年10月20日内閣府・国土交通省から「総合的な宅地防災対策の推進について」の通知が出され、滑動崩落のおそれのある宅地造成地に関する調査を推進することが求められました。本市における、既存の大規模盛土造成地の滑動崩落対策の進捗状況はどうか、お尋ねします。

(イ) 次に、現在の状況を受けて、今後どのように取り組んでいくのか。地方自治体がこの変動予測調査を行ない、その結果を公表することにより、住民の活動崩落被害に対する理解を深め、さらに自治体が危険箇所の活動崩落防止工事を進めていく上での基礎となるもので重要です。しっかりと取り組んでもらいたい。答弁を求めます。

1－(3) 宅地の安全対策について

この項3点目は、宅地の安全対策について質問いたします。

近年、地震、台風、大雨による土砂災害など住民の住まいの安全を脅かす要因は多くなっていますが、まだまだ土砂災害に対する対策はおくれています。

南海トラフ巨大地震の発生が近い将来予想される中で、建物の耐震化については、本市においても、耐震診断・耐震改修の補助制度もでき、少しずつではありますが取り組みが進んできました。しかし、建物本体が丈夫であっても、それを支える地盤が不安定では、とても安全が確保されるとは言えません。

そこで、宅地の安全対策について提案します。平成18年9月議会から3度ほど提案しましたが、それは、がけ崩れの発生が予想されるがけや、がけ崩れが発生し二次災害の危険性が予想されるがけに対し、所有者などが行う対策工事の資金の一部を助成する制度の創設です。政策目的は、まさに市民の身体・生命を守り、安全で災害に強いまちづくりを進めることにあります。

助成対象が自然のがけ、人工のがけを問わず、現在、多くの自治体にこの助成制度が広がっています。災害を未然に防ぐという見地から、がけ災害をなくし安全を確保するために、擁壁の新設や改修に対して助成制度を設けることはできないでしょうか。この間、「研究をする」との答弁が続いていますが、そろそろ研究の成果が出るころではないですか、答弁を求めます。

2. 地域経済の活性化と住まいの安全・長寿命化について

質問項目の2点目は、地域経済の活性化と住まいの安全・長寿命化について、として2点質問いたします。

2- (1) 既存木造住宅のさらなる耐震化推進のために

この項の1点目は、既存木造住宅のさらなる耐震化推進のために平成12年建築基準法改正前の建物は大丈夫?と題してお尋ねいたします。

(ア) まず、H12年の建築基準法改正前に建築された住宅の耐震性能についてであります。

建築基準法における木造住宅の耐震基準については、S56年6月1日のいわゆる新耐震基準だけでなく、阪神大震災などの災害を教訓にして、H12年6月1日にも重要な改正が行われました。本市では、耐震補強が求められているのは、S56年5月31日以前の建物だけで、それ以降、H12年5月31日までの新耐震基準で建てられた建物については問題にされていないのが現状です。H12年建築基準法改正前の住宅の耐震性能は不明瞭となっています。この点について、問題はないと考えているのかどうか当局の認識をおうかがいします。

(ア) - 2 この夏、日本科学者会議の第27回中国地区シンポジウム「叡智を尽くして来るべき巨大地震に備える」に参加し、木造住宅の耐震化問題に詳しい広島工業大学工学部教授の岩井哲先生の講演を聴く機会がありました。その中で、「S56年の法改正(新耐震)から30年以上が経過している。新耐震設計の家でも老朽化が問題となる。H12年の法改正まで、接合部金物や壁配置バランスの明確な規定がなかったため、S56年6月1日からH12年5月31日の間に建てられた家屋の耐震性がやや不明瞭となる」と話されました。そして、岩井先生が調査を行った結果を示されました。「建築年がS56年以降の在来軸組み工法24件中、18件が耐震診断評点が1.0を下回り、新耐震設計だから耐震性が十分だとは言いきれない」という報告でありました。

S56年6月1日～H12年5月31日までに建築確認を受けた本市の木造住宅の数を建築指導課に確認すると、41,614件とのことでした。岩井先生の調査結果に単純に当てはめ比較すると、耐震診断評点が1.0を下回る建物が31,210件あるかもしれないという結果になります。岩井先生が示された調査結果、S56年6月1日新耐震基準以降に建築された建物についても耐震性能に問題がある建物が存在するという結果について、どのような見解をお持ちですか、答弁を求めます。

(イ) 次に、H12年の建築基準法改正前に建築された住宅にも耐震補助制度の適用を求めたいと思います。先ほども触れましたように、厳密な意味において、H12年5月31日以前に建築された住宅については、現行の建築基準法における耐震基準を満足していない建物が多く存在します。S56年といいますとすでに33年が経過し、経年劣化も進みリフォームを行わなければならない建物も多くなってきます。住宅の長寿命化・耐震化を進めるためにも耐震補助制度を積極的に検討する時期にきているのではないのでしょうか、答弁を求めます。

(イ)－2 国の耐震補助制度(住宅・建築物安全ストック形成事業)の補助要件について確認しますが、S56年6月1日以降の建物については適用されないのですか、お尋ねします。

(イ)－3 新耐震基準以前の建物の耐震化はもちろん重要ではありますが、他の自治体でも広がりつつあります。徳島県、徳島市、大阪市、大阪府寝屋川市、東京都武蔵野市、千葉県佐倉市などです。本市においても踏み出すべきではありませんか。改めておたずねします。

2－(2) 住宅リフォーム助成制度の創設を

この項2点目は、住宅リフォーム助成制度の創設を求めて質問いたします。

業者も住民も地域も元気にする住宅リフォーム助成制度。全国商工団体連合会による調査によると、2012年の前回調査に比べ95自治体増え、2013年度で秋田、山形、静岡、広島、佐賀の5県を含む全国628自治体で実施されたことが明らかになりました。

秋田県の実施事例を紹介します。秋田県の制度は、「50万円以上の工事に対して10%の補助」です。2010年3月から実施し、この度、県が4年間の事業効果をまとめました。活用件数は51,776件で、補助総額は68億6,220万円、工事総額は1,032億4,960万円に上ります。産業連関表を使って試算した経済波及効果は、約1,626億円で投資した補助金の24倍に相当するという結果が出されました。また、同県がまとめたサンプル調査では、「工事内容の幅が広いことを含め、受注内訳では個人事業者が29%を占めるなど、小企業・家族経営の業者が住宅リフォームを支えている」ことが示されました。そのため、2013年度で終了する予定が2014年度も継続しております。

現在、国内の経済情勢は、消費税8%増税前の駆け込み需要で一時的に住宅着工件数は増加しました。しかし、増税後はその反動が大きく落ち込んでいるのが実態です。今後も今の経済政策を続ける限り、消費が回復することは期待出来ないでしょう。

こうした情勢の中、住民の住環境の向上と地域経済の活性化のため、試されずみの有効な施策である住宅リフォーム助成制度の創設を求めるものです。この10月27日、岡山県建設労働組合5支部連名で、住宅リフォーム助成制度の創設について市に対して要望するとともに、市議会に対しても陳情が出されています。制度創設を求めますがどうですか。

(再質問)昨日、わが党の田儀議員が取り上げましたが、小規模企業振興基本法が成立し、自治体の小規模企業への支援が責務として明確にされました。片山文化産業局長は地域経済の担い手として、「小企業は極めて重要な役割を担っている」そして「小企業に対して新たな施策を構築すべきとされている」と答弁されています。すなわち、この法の精神を新たな具体的な施策で実行に移すことこそ自治体に求められています。その点からどうですか、改めて市の考えをうかがいたい。

3. 放課後児童健全育成事業の充実を求めて

通告の 3 点目は、放課後児童健全育成事業についてであります。

学童保育は、共働き、一人親家庭などの小学生の放課後、土曜日、春・夏・冬休みなど学校休業中の生活を継続的に保障すること、そのことを通じて親の働く権利と家族の生活を守るという目的・役割をもつ事業・施設であり、児童福祉法に位置付けられている児童福祉事業であることはご存じのとおりです。

子どもたちには生活保障と育ちの保障を、保護者には労働の権利保障という二つの側面を学童保育は持っているわけです。それ故に、国や自治体は、憲法や児童福祉法の理念にもとづき学童保育の整備を行なう責務が課せられているのです。

そうした観点から、今回提案されている議案「倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」他、放課後児童健全育成事業の充実を求めて質問いたします。

3- (1) 平成 26 年 11 月 7 日厚生労働省プレス発表「平成 26 年度放課後児童健全育成事業の実施状況」から

この項の 1 点目は、平成 26 年 11 月 7 日厚生労働省プレス発表「平成 26 年度放課後児童健全育成事業の実施状況」からお尋ねします。

この実施状況報告によりますと登録児童数、クラブ数、待機児童数などが公表されています。待機児童についてお聞きしますが、倉敷市は 25 人となっています。まず、このことをどのように受け止めていますか。

待機児童対策は、先ほど述べました憲法、児童福祉法上からの要請であります。待機児童数の把握については、9 月議会でもお聞きしましたし、今議会でも松成議員も取り上げました。生水保健福祉局長は、「待機児童の把握は困難である」旨の答弁を行ないました。待機児童に対する認識が余りにも低いと言わざるをえません。この問題をあいまいにさせている原因は、専用区画の面積も支援の単位の規模も、「おおむね」という言葉でくくられていること。それが待機児童の把握の障害になっているのではありませんか。

3- (2) 議案第 141 号「倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」から

この項 2 点目は、議案第 141 号「倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」からお尋ねします。一問ずつ質問いたしますので悪しからずご了承ください。

①まず、条例案(骨子案)に対して行なわれたパブリックコメントに寄せられた市民の声からお尋ねします。パブリックコメントは、117 人から 141 件のご意見が寄せられました。その中では、設備の基準や経過措置に対する意見が数多く見受けられます。

少し紹介しますと、設備の基準では「子どもが室内でギューギューで生活しているのはどう

かしている」「部屋が狭くて危ない」「宿題をしようにも狭くてやる場所がありません」「のびのびと生活を送ることができるよう、1人当たりの面積を増やしてほしい」

経過措置については「児童1人当たりおおむね1.29㎡以上、とするのは削除してください」「期限がないのは問題」「国の省令で1人につき1.65㎡としているのに、倉敷市だけがおかしい」などであります。

この意見をどのように受け止めていますか。また、条例案作成にあたって、パブリックコメントの意見を活かしていますか。

②次に条例案について、お尋ねします。

条例案では、省令に示された項目の一部が除かれています。省かれた項目は、(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)(衛生管理等)(運営規定)(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)などであり重要な項目が含まれています。条例は市を縛るものであり、市の姿勢を示すものでもあります。条例から削除することは、放課後児童健全育成事業に対する市の姿勢の後退ではありませんか。答弁を求めます。

③市の責務についても触れておかねばなりません。政令では(最低基準の向上)の中で、「市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」と記載されています。しかし、条例案では削除されています。昨日質問された吉田議員の「事業者とは誰を指すのか」との質問に、「公設民営で行なうので、市と運営委員会である」との答弁がありました。私は、市の責務を事業者一般に解消してはならないと思います。設置者としての市の責務を明確にすべきと考えますが、その点いかがですか。

④次に、附則第1条(設備に関する経過措置)についてお尋ねします。文言からは、既存の施設で専用区画1.65㎡を確保できない事業所は、永久に1.65㎡を確保しなくてもよい、と読み取れます。いかがなものでしょうか。9月議会での私の質問に対しても「受け入れている児童が待機児童となることがないように経過措置を設けている」と答弁されました。これは、学童を利用している児童、保護者に対する責任転嫁、また言葉は悪いですが「狭くても入れないよりはましだろう」とも思えるもの、さらに事業者に責任を転嫁するものではありませんか。私は、期限を明確にする、あるいは専用区画は1.65㎡をめざすという表現を盛り込むべきと考えますがどうですか。

⑤最後に申し上げておきます。(設備の基準)第6条2項で、「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない」、また、(職員)第7条4項で、「一の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」とありますが、この「おおむね」という言葉が市の責務を曖昧にさせていると思っています。専用区画の面積については「おおむね」の言葉を外す。また、「支援の単位が40人を超える場合には、速やかに、その支援に必要な設備及び備品並びに放課後児童支援員及び補助員を確保し、支援の単位を分割するものとする」を追加することにより、40人の基準を理由に、希望者が足切りされるのではなく、受け入れる環境整備に取り組むことを、市として市民にはっきりと示すことになるのではないです

か。これは設置者としての決意の表明として書き加えるべきであります。

わが市議団は、この条例案に対して、ただ今議論した内容で修正案を提出する予定にしています。最後に同僚議員各位の賛同をお願いして私の質問を終わります。

以上